令和 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が 記載されたものをいいます。

(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額	(2) ⁽¹⁾ のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
円	⑦ 円	④ 円

2	医療費	(上記 1	以外)の明細
---	-----	-------	----	------

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」、「病院等」ごとにまとめて記入できます。

2 医原貝(上記	エタン	プロフロカボ	Щ	上記	さ 1 に記入し	たものにつ	いては、記入	、しないでくたさい	0			
(1) 医療を受けた方の 氏名		院・薬局 払先の名			(3) 医	療費の	区分	(4) 支払った図 の額	医療費	\ \ \ \	4)のうち生i さ社会保険 浦てんされ	食などで
					診療·治療		険サービス		F	9	-	円
					医薬品購入		の医療費			1		
					診療・治療 医薬品購入		く 険サービス よの 医 療 費					
							の 医 <i>原</i> 貝 R険サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療・治療	□介護仍	段 サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療・治療		険サービス					
					医薬品購入 診療·治療		, の 医 療 費 R険サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療·治療		段サービス					
					医薬品購入	□その他	の医療費					
					診療・治療		険サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療·治療 医薬品購入		く 険サービス よの 医 療 費					
					診療・治療							
					医薬品購入		の医療費					
					診療・治療	□介護仍	段 サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療・治療		険サービス					
					医薬品購入 診療・治療		の 医 療 費 R険サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療·治療		段サービス					
					医薬品購入		の医療費					
					診療・治療		段険サービス					
					医薬品購入	□その他	の医療費					
	2	の	合	=	†			(7)				
		0)			<u> </u>							
医	療	重 の	合	計		А	P + D	F	В	(1) + (2)	9	円
3 控除額の計算	Į					·						
支払った医療費	(合計)			円	A		申告書の	 「3 所得から差し	引かれる	金額に	関する	
保険金などで							し事項」の(② 医療費控除槽	剝に転記	ひます。	J	
補てんされる金額					B ◀							
差引金額	(マイナスの	ときは0円)										
(A - B)					С							
所得金額の合計額					D		(申告書の	「2 所得金額」の	⑫ 合語	計欄の金	額を転記し	Jます。 <u>)</u>
D × 0.05	(赤字のと	きは0円)			Е							
 Eと10万円のいずれた	١				-							
少ないほうの金額					F							
医療費控除額	(最高20	0 万円、赤	字のときけ ∩	円)	\vdash	1	申告書の	「4 所得から差し	引かれる	金額」の)	
と	(의치미 스 (· 0 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	, VCC16 U	(1.1)	G	-		貴控除欄に転記し		_	J	

記 載 方 法 に つ 1) τ は 裏 面 を 確 認 < だ Ż 1)

お知らせ

平成30年度(平成29年分)の申告から「**医療費控除の明細書」の添付が必要**です。医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

※明細書の記入内容の確認のため、領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、申告期限等から5年間、領収書はご自宅等で保管してください。

■医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、医療費控除の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご留意ください。**

(1) 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

- ※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- ※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
- (1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と 異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った 保険金や給付金 (入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など) がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を 限度として差し引きますので、引きされない金額が生じた場合であっても、 他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1)	(2) (1) のうちその年中	(3) (2)のうち生命保険
医療費通知に記載	に実際に支払った	や社会保険などで
された医療費の額	医療費の額	補てんされる金額
176,584	[®] 153,300 円	⊕

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します

(1)で記入した医療費 のうち、その年中に実 際に支払った金額の 合計を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

② 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。 なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に関する事項」に記入したものは、記入しないでください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」 欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名 称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」 欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険で補てんされる金額」欄 上記①(3)と同様です。

例)大館太郎さんが〇ム病院に通院した場合

2月18日 診療:6,500円 通院費 (JR、〇〇バス) 往復780円 5月28日 診療:5,500円 通院費 (JR、〇〇バス) 往復780円 〇△病院計:12,000円 通院費計:1,560円

- ※「口その他の医療費」欄は例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
- ※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合は、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

記入例

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額	
大館 太郎	○△病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	12,000 ^円	円	
"	JR、OOバス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑その他の医療費	1,560		

▮ 添付又は提示が必要な書類

- この「医療費の明細書」 (添付)
- 医療費通知 (原本)「①医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。(添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類 (添付又は提示)
 - ◎ 寝たきりの人のおむつ代
 - ※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用の証明書」に代えることができます。
 - ◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金
 - ◎ ストマ用装具の購入費用
 - ◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用
 - ◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

医師が発行した「おむつ使用証明書」

温泉療養証明書

ストマ用装具使用証明書

処方箋

(医師が疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

在宅介護費用証明書